

インターンシップ参加学生募集

インターンシップ制度の概要と参加要綱

☆＝インターンシップ制度とは＝☆

姫路経営者協会・姫路地域雇用開発協会が実施するインターンシップ制度は、本格的な就職活動を始める前に、兵庫県西部地域を中心とする企業で一定期間の就業体験を行っていただく制度です。実際に社会や企業の中で、仕事を通じて自分の適性や適職を発見することと、特に企業理解を深め、ライフプランやキャリアプランの形成に、そして、今後の就職活動に役立てていただきたいと思います。

- 実施主体 姫路経営者協会・姫路地域雇用開発協会
- 開催時期 8月～9月末 夏期休暇期間に10日間程度の就業体験を行います。
 <受入企業によって、研修時期・日時や日数が異なります>
- 対象学生
 - ・近畿・中国地方を中心にした大学、短大、専門、高等専門学校生
 - ・当協会主催の事前研修にご参加いただくことを必須条件とします
- 受入企業 兵庫県西部を中心とする民間企業および団体【別紙参照】
- 受入企業決定 希望多数の場合は、参加学生の希望業種や希望職種を考慮したうえで、事務局が受け入れ企業を決定します。

インターンシップ制度の流れ

	企業	事務局	学校
3月	受入申込み 体験プログラムの作成	受入企業の取りまとめ	
4月		受入企業情報発信 応募学生取りまとめ	参加学生の募集 エントリーシート送付
5月		学生の再募集案内発信 応募学生取りまとめ	参加学生の再募集 エントリーシート送付
6月	受入学生の承認	受入企業と希望学生の 調整（マッチング）	実習先企業の承認
7月	覚書・実施細則等の締結	事前研修の実施 (7/9 (予備日:7/6))	覚書等の締結 事前研修へ参加
8月	実習受入		実習参加
9月			
10月	報告書提出	報告書取りまとめ	報告書提出
11月			
12月	事後報告会参加	事後報告会開催	事後報告会参加

スケジュール・詳細内容

	日程	内容	説明
出願調整期間	4月初旬	申込受付開始	エントリーについては下記の「出願手続き」をご確認ください。 * 7月9日(土)(予備日:7月6日(水))に開催予定の事前研修会にご参加いただける方のみエントリーください。
	5月16日(月)	申込締切	
	6月中	研修先等の決定	姫路経営者協会にて調整(マッチング)を行い、研修先企業を決定します。*希望者が受入人数に達しない企業については再募集をさせていただきます場合もございます。
研修・就業体験期間	7月中	研修先との事前打合せ(面談)	学生・企業間において連絡を取っていただき、カリキュラム・日程等の最終的な打ち合わせを行います。
	7月9日(土) 予備日:7/6	事前研修会 (参加必須)	インターンシップに参加する学生に対し、企業活動の基本理解と職場でのマナーの習得を目的とした事前研修会を行います。 日程:平成23年7月9日(土)(予備日:7月6日(水)) 会場:姫路市民会館または姫路経営者協会内(詳細は参加者にのみ後日送付)
	8月~9月	就業体験	各企業にて就業体験を行っていただきます。(参加期間やカリキュラムは受入企業によって異なります。)
	10月	報告書提出	実習期間中に学んだこと等をレポートとして提出していただきます。(後日、報告書としてまとめます。)
	12月	事後報告会	企業と学校の担当者による報告会を実施します。

出願手続き

参加資格	原則として県内出身の大学、短大、専門学校生
申込方法	●「エントリーシート」に必要事項をご記入のうえ、各学校のインターンシップ担当窓口へお申込み下さい。
申込締切	平成23年5月16日(月)
参加企業の選定方法	申込者の参加希望業種や業務を考慮したうえで、姫路経営者協会にて、就業先企業を選定(マッチング)します。
参加企業の決定・発表	平成23年6月中旬に、各学校宛に就業先企業をお知らせします。
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> ① インターンシップへの参加が決定した方は、7月9日(土)(予備日:7月6日(水))に予定しております事前研修会への参加が必須条件となります。(いずれか1日) ② 正当な理由がない限り、実習先企業や学校にご迷惑がかかりますので、途中辞退はできません。 ③ 就業体験については、実習先企業の就業規則を遵守し、遅刻や無断欠勤などが無いようにしてください。 ④ 就業体験を通じて入手した社内情報は絶対守秘してください。(企業により契約書提出の必要あり) ⑤ 就業体験ですので「賃金」の支払はありません。また、就業体験にかかる経費(交通費や昼食代など)は、原則として個人負担となります。 ⑥ 学生保険に必ず加入してください。(インターンシップ特約含む)就業体験中の事故について企業は一切の責任を負いません。事故などにはくれぐれもご注意ください。また、必要に応じて傷害保険などに加入していただく場合があります。(個人負担) ⑦ 事後報告書(レポート)を提出していただきます。
お問合せ先 お申込先	姫路経営者協会(担当:目木) keikyo@h-keikyo.gr.jp 〒670-0932 姫路市下寺町43 TEL:079-288-1011 FAX:079-289-1415 ホームページ: http://www.h-keikyo.gr.jp